

令和8年第2回三鷹市議会定例会提出議案概要

番 号	件 名 及 び 内 容
1	<p data-bbox="373 488 1209 521">三鷹市市税条例の一部を改正する条例の専決処分について</p> <hr/> <p data-bbox="379 629 662 663">1 専決処分の理由 地方税法等の一部を改正する法律等が令和8年4月1日等に施行されることに伴い、三鷹市市税条例の一部を改正する必要性が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、令和8年4月1日に、市長において専決処分したものである。</p> <p data-bbox="379 904 662 938">2 軽自動車税関係</p> <p data-bbox="411 952 1018 985">(1) 環境性能割の廃止に伴う所要の見直し 軽自動車税環境性能割を廃止するとともに、廃止に伴う所要の措置を講ずることとした。</p> <p data-bbox="411 1088 922 1122">(2) 種別割のグリーン化特例の延長 車体の種別、排気量等に応じて課する種別割のグリーン化特例について、その適用期限を2年延長し、令和9年度（現行：令和7年度）までとすることとした。</p> <p data-bbox="379 1272 933 1305">3 その他規定を整備することとした。</p> <p data-bbox="379 1321 566 1355">4 施行期日 令和8年4月1日</p>
2	<p data-bbox="373 1550 1412 1630">三鷹市東八道路沿道環境誘導地区内における建築制限の緩和等に関する条例（制定）</p> <hr/> <p data-bbox="379 1738 502 1771">1 趣旨 特別用途地区として指定する東八道路沿道環境誘導地区内における建築物の建築制限の緩和等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p data-bbox="379 1874 1018 1908">2 東八道路沿道環境誘導地区の区域の指定 東八道路沿道環境誘導地区の区域は、市長が別に指定する。</p>

- 3 良好な居住環境の確保に係る建築物の建築制限
東八道路沿道環境誘導地区内においては、建築基準法別表第2(に)項第4号及び(ほ)項第2号に掲げる建築物の建築をしてはならない。
- 4 建築物の建築制限の緩和
- (1) 東八道路沿道環境誘導地区内においては、建築基準法の規定にかかわらず、次のア又はイの建築物を建築することができる。
- ア 敷地面積が5,000平方メートル未満である建築物(事務所、店舗、自動車修理工場等で床面積3,000平方メートル以内のもの、農産物の生産等に供するもの等)
- イ 敷地面積が5,000平方メートル以上である建築物(店舗等で床面積1万平方メートル以内のもの、自動車修理工場で作業場面積1,000平方メートル以内のもの、事務所等)
- (2) (1)アの建築物は、主に次に掲げる要件に適合するものでなければならない。
- ア 敷地は、東八道路に接道することにより建築基準法の接道要件を満たすものであること、かつ、路地状部分(幅員が10メートル以上で、かつ、長さが20メートル以下であるもの及び別表第1第2項に掲げる建築物の敷地の路地状部分であるものを除く。)のみによって当該道路に接するものでないこと。
- イ 日照、採光、通風、圧迫感への対策として敷地境界線と建築物との距離を制限することをはじめ、防火上、騒音・振動上、光害上、臭気上、交通上及び衛生上支障がないような措置を講じること。
- ウ 三鷹市まちづくり条例に規定する特定開発事業に該当するものとみなして、同条例第5章の規定に適合すること。
- (3) (1)イの建築物は、主に、(2)アからウまでに掲げる要件に適合するもの並びに大規模土地利用助言者による助言及び環境配慮審査会による調査審議を経て市の要望に適合するものでなければならない。
- 5 その他定義、建築物の敷地が東八道路沿道環境誘導地区の内外にわたる場合の措置、維持保全、罰則及び委任について定めた。
- 6 施行期日
東八道路沿道環境誘導地区に係る都市計画決定の告示の日

<p>3</p>	<p>三鷹市印鑑条例の一部を改正する条例</p> <hr/> <p>1 出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律の施行に伴う規定整備 特定在留カード又は特定特別永住者証明書を印鑑登録証として利用できるように規定を整備することとした。</p> <p>2 施行期日 令和8年6月14日</p>
<p>4</p>	<p>三鷹市市税条例の一部を改正する条例</p> <hr/> <p>令和8年度税制改正として、次のとおり見直すこととした。</p> <p>1 個人市民税関係</p> <p>(1) 特定配当等の所得がある者に対する課税方式等の見直し 特定配当等の所得の課税方式について、新たに配当割の対象として金融機関において特別徴収することとする等の措置を講ずることとした。</p> <p>(2) 住宅借入金等特別税額控除の特例の適用期限の延長 個人市民税の住宅借入金等特別税額控除について、住宅区分及び借入限度額等の見直しを図るとともに、その適用期限を5年延長(令和12年12月31日までの入居者を対象)することとした。なお、この改正による減収額は、引き続き全額国費で補てんされる。</p> <p>(3) 優良住宅地造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税特例の適用期限の延長</p> <p>ア 優良住宅地造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、その適用期限を3年延長し、令和12年度(現行：令和9年度)とすることとした。</p> <p>イ 譲渡した土地等が地すべり防止区域等内に存する場合には、アの特例の適用ができないこととした。</p> <p>(4) 暗号資産取引に対する分離課税の導入及び繰越控除制度の創設 金融商品取引法等の改正を踏まえ、特定暗号資産の譲渡等による譲渡所得等について、他の所得と分離して20%(所得税15%、個人市民税5%)の税率により課税するとともに、特定暗号資産の譲渡等により生じた損失について、繰越控除制度を創設することとした。</p> <p>(5) 肉用牛売却による事業所得に係る課税特例の適用期限の延長 肉用牛売却による事業所得に係る課税の特例について、その適用</p>

期限を3年延長し、令和12年度（現行：令和9年度）とすることとした。

(6) 医療費控除の特例の適用期限の延長

特定一般用医薬品等を購入した場合の医療費控除の特例のうち、スイッチOTC医薬品（医師から処方される医療用医薬品のうち、副作用が少なく安全性の高いものとして市販薬に転用されたもの）に係る適用期限を撤廃するとともに、それ以外の医薬品に係る適用期限を5年延長し、令和14年度（現行：令和9年度）とした。

2 固定資産税・都市計画税関係

(1) 再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置の延長

太陽光及びバイオマス発電設備について適用対象及び特例割合の見直しを行うとともに、その適用期限を3年延長し、令和11年3月31日（現行：令和8年3月31日）とすることとした。

(2) 固定資産税の免税点の見直し

固定資産税について、家屋に係る免税点を30万円（現行：20万円）に、償却資産に係る免税点を180万円（現行：150万円）にそれぞれ引き上げることとした。

(3) バリアフリー改修工事を行った家屋に対する固定資産税等の減額措置の拡充

バリアフリー改修工事を行った家屋のうち主に実演芸術公演施設に対する固定資産税及び都市計画税の減額措置に係る適用対象を拡大し、適用期限を延長するとともに、バリアフリー改修工事が完了した年の翌年度から2年度分の固定資産税額及び都市計画税額の減額の特例割合を3分の1と定めることとした。

3 その他規定を整備することとした。

4 施行期日

公布の日等。ただし、1(2)及び1(6)は令和9年1月1日、1(3)イは令和10年1月1日、1(4)は規則で定める日、2(2)は令和9年4月1日

1 使用料等に係る規定の見直し

介護保険制度の変更に伴い、施設サービス等の提供を受ける者について、負担軽減の対象となる低所得者のうち世帯全員が区市町村民税非課税となるものの合計所得金額の下限を82万6,500円（現行：80万9,000円）へ引き上げるとともに、次のとおり居住費及び食費の金額を見直すこととした。

区分			旧		新	
			金額（1日につき）		金額（1日につき）	
			居住費	食費	居住費	食費
介護 保 険 負 担 限 度 額 認 定 証 の 交 付 を 受 け た 者	区市町村民 税非課税世 帯（別世帯 の配偶者等 がある場合 は、その者 が非課税で ある場合に 限る。）	公的年金等 収入金額と その他の合 計所得金額 の合計が82 万6,500円超 120万円以下 の者であっ て、預貯金等 の額が550万 円以下（配偶 者等がある 場合は、その 合計額が 1,550万円以 下）のもの	個室	650円	個室	680円
			1,370円	[1,000円]	1,370円	[1,030円]
			多床室	430円	多床室	430円

		公的年金等 収入金額と その他の合 計所得金額 の合計が120 万円超の者 であって、預 貯金等の額 が500万円以 下（配偶者等 がある場合 は、その合計 額が1,500万 円以下）のも の	個室 1,370円 多床室 430円	1,360円 [1,300円]	個室 1,470円 多床室 430円	1,420円 [1,360円]
<p>※短期入所療養介護の食費は、[]内の金額。ただし、提供を受けた食事（1食につき朝食590円、昼食等720円、夕食760円）の合計金額がこれを下回る場合はその金額</p> <p>※第2号被保険者の場合は、預貯金等の上限額が異なる。</p> <p>2 施行期日 令和8年8月1日</p>						
<p>6</p>	<p>三鷹駅前コミュニティ・センター（三鷹駅前図書館）非常用発電設備及び空調設備等改修工事請負契約の締結について</p> <hr/> <p>1 契約の方法 制限付一般競争入札による契約</p> <p>2 契約の金額 2億1,450万円</p> <p>3 契約の相手方 東京都三鷹市上連雀七丁目20番10号 東京電工・にちでん建設共同企業体 代表者 東京電工株式会社 代表取締役 山本 浩司</p>					

	<p style="text-align: center;">構成員 株式会社にちでん 代表取締役 梶原 雄紀</p> <p>4 工事概要</p> <p>(1) 工事場所 三鷹市下連雀三丁目13番10号</p> <p>(2) 工事内容</p> <p>ア 電気設備工事</p> <p>(ア) 非常用発電設備の更新 (イ) 非常放送設備の更新</p> <p>イ 機械設備工事</p> <p>(ア) 空調設備の更新（5階部分に限る。） (イ) 全熱交換器及び給排気ファンの更新（5階部分に限る。） (ウ) 中央監視設備の更新</p> <p>ウ 建築工事</p> <p>(ア) 電気設備工事及び機械設備工事に伴う付帯工事 (イ) 工事に必要な仮設工事</p> <p>(3) 工期 契約確定日の翌日から令和9年3月12日まで</p>
7	<p style="text-align: center;">三鷹市福祉コアかみれん大規模改修工事請負契約の締結について</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>1 契約の方法 制限付一般競争入札を行ったが、再度の入札に付しても落札者がなかったため、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、入札参加者のうち最低価格を提示した者との随意契約</p> <p>2 契約の金額 4億6,783万円</p> <p>3 契約の相手方 東京都三鷹市下連雀三丁目4番29号 白石・大創建設共同企業体 代表者 白石建設株式会社 代表取締役 白石 勝也 構成員 大創建設株式会社 代表取締役 石井 徹</p>

	<p>4 工事概要</p> <p>(1) 工事場所 三鷹市上連雀四丁目1番8号</p> <p>(2) 工事内容</p> <p>ア 建築工事</p> <p>(ア) 屋上防水改修</p> <p>(イ) 外壁改修</p> <p>(ウ) 内部改修</p> <p>(エ) 建具改修</p> <p>(オ) トイレ全面改修</p> <p>(カ) エレベーター改修</p> <p>イ 機械設備工事</p> <p>(ア) 給排水配管改修</p> <p>(イ) 衛生器具改修</p> <p>(ウ) 換気設備改修</p> <p>ウ 電気設備工事</p> <p>(ア) 照明器具のLED化</p> <p>(イ) 電源切替盤設置（非常時外部電源対応）</p> <p>(ウ) 自動火災報知設備改修</p> <p>(エ) 弱電設備改修（テレビ、電話回線、トイレ呼出設備等）</p> <p>(オ) 非常放送設備改修</p> <p>(3) 工期 契約確定日の翌日から令和9年3月12日まで</p>
8	<p>三鷹市高齢者センターけやき苑受変電設備及び非常用発電設備改修工事 請負契約の締結について</p> <hr/> <p>1 契約の方法 制限付一般競争入札による契約</p> <p>2 契約の金額 1億6,687万円</p> <p>3 契約の相手方 東京都三鷹市下連雀一丁目14番6号 上杉・新栄建設共同企業体</p>

	<p>代表者 株式会社上杉電機工業 代表取締役 上杉 克</p> <p>構成員 株式会社新栄 代表取締役 鈴木 学</p> <p>4 工事概要</p> <p>(1) 工事場所 三鷹市深大寺二丁目29番13号</p> <p>(2) 工事内容</p> <p>ア 受変電設備工事</p> <p>(ア) キュービクル一式の撤去・新設</p> <p>(イ) 高圧ケーブル及び分電盤一次側ケーブルの撤去・新設</p> <p>イ 非常用発電設備工事</p> <p>(ア) 非常用発電機の撤去・新設</p> <p>(イ) 油庫新設</p> <p>ウ 建築工事</p> <p>(ア) 設備工事における基礎の撤去・新設等の付帯工事</p> <p>(イ) 工事に必要な仮設工事</p> <p>(3) 工期 契約確定日の翌日から令和9年6月30日まで</p>
<p>9</p>	<p>三鷹駅南口駅前広場A4・B4エスカレーター準撤去リニューアル工事 請負契約の締結について</p> <hr/> <p>1 契約の方法 随意契約</p> <p>2 契約の金額 2億4,200万円</p> <p>3 契約の相手方 東京都千代田区丸の内二丁目5番1号 三菱電機ビルソリューションズ株式会社 東日本支社 執行役員支社長 大久保 隆則</p> <p>4 工事概要</p> <p>(1) 工事場所 三鷹市下連雀三丁目46番 三鷹駅南口駅前広場</p>

	<p>(2) 工事内容</p> <p>ア エスカレーターリニューアル工事</p> <p>(ア) エスカレーター機器の撤去</p> <p>(イ) エスカレーター機器の設置</p> <p>(ウ) 制御盤の取替え</p> <p>(エ) 操作盤の取替え</p> <p>イ 付帯工事</p> <p>(ア) 工事区画用仮囲いの設置及び撤去</p> <p>(イ) エスカレーター機器の処分</p> <p>(3) 工期</p> <p>契約確定日の翌日から令和9年10月29日まで</p>
10	<p>消防ポンプ自動車の買入れについて</p> <hr/> <p>1 買入れの目的</p> <p>購入後15年を経過する三鷹市消防団第四分団配備の消防ポンプ自動車について、更新することにより消防力の強化及び環境性能の向上を図るため、買入れを行う。</p> <p>2 主な仕様</p> <p>(1) シャーシ</p> <p>総務省消防庁基準規格に規定する消防ポンプ自動車（CD-I型）専用シャーシ（消防検定協会規格適合品）とする。</p> <p>(2) 乗車定員</p> <p>6名（運転席 3名 後部席 3名）</p> <p>(3) ポンプ型式</p> <p>主ポンプは、インデューサー付高圧一段ポリユートポンプとし、MZ-1と同等以上の性能を有すること。</p> <p>3 買入れの方法</p> <p>制限付一般競争入札による契約</p> <p>4 買入れ価格</p> <p>2,513万5,000円</p> <p>5 買入れの相手方</p> <p>東京都港区芝五丁目36番7号 三田ベルジュビル19階</p> <p>株式会社モリタ 東京支店</p> <p>支店長 岡本 直彦</p>

	<p>6 履行期間 契約確定日の翌日から令和9年11月19日まで</p>
<p>11</p>	<p>災害対策用トイレカーの買入れについて</p> <hr/> <p>1 買入れの目的 災害時における避難生活の長期化への対応として、衛生環境の向上及びトイレの確保を図るため、自走式の災害対策用トイレカー（全長6.5m、全幅2.2m、全高3.0m。いずれも概算）の買入れを行う。</p> <p>2 主な仕様</p> <p>(1) シャーシ 車体形状はシングルワイドキャブとし、4輪駆動方式とする。</p> <p>(2) 男性用（大便器2式、小便器1基）、女性用（大便器2式）及び多目的トイレ（車椅子対応の大便器を1基、オストメイト用便器1式、ベビーキープ台1式、オムツ交換台1式）を有すること。</p> <p>(3) 各区画への乗降用扉については車体左側に男性用、車体右側に女性用及び多目的トイレ用の乗降用扉をそれぞれ設け、トイレ部分への昇降用階段（手すり付）を付属すること。また、多目的トイレについては車体後面に車椅子が昇降できるように車いす用リフターを設けること。</p> <p>3 買入れの方法 制限付一般競争入札による契約</p> <p>4 買入れ価格 3,338万5,000円</p> <p>5 買入れの相手方 東京都港区芝五丁目36番7号 三田ベルジュビル19階 株式会社モリタ 東京支店 支店長 岡本 直彦</p> <p>6 履行期間 契約確定日から令和9年7月30日まで</p>

<p>12</p>	<p>保冷剤付き背当てパッドの買入れについて</p> <hr/> <p>1 買入れの目的 熱中症対策を推進し、市立小学校児童の通学時の身体的負担の軽減や熱中症の予防を図るため、ランドセル用に開発された保冷剤付き背当てパッドの買入れを行う。</p> <p>2 品目及び数量 保冷剤付き背当てパッド 9,246個</p> <p>3 買入れの方法 制限付一般競争入札による契約</p> <p>4 買入れ価格 2,165万3,207円</p> <p>5 買入れの相手方 東京都三鷹市上連雀八丁目4番15号 城西リコピー株式会社 代表取締役 土屋 義明</p> <p>6 履行期間 契約確定日の翌日から令和8年7月31日まで</p>									
<p>13</p>	<p>東京都市公平委員会共同設置規約の変更について</p> <hr/> <p>1 東京都市公平委員会の共同設置団体に係る一部名称変更 東京都市公平委員会の共同設置団体について、次のとおり名称が変更されたことに伴い、規約を変更することとした。</p> <table border="1" data-bbox="437 1543 1350 1778"> <tr> <td style="text-align: center;">現行</td> <td></td> <td style="text-align: center;">変更後</td> </tr> <tr> <td>東京都六市競艇事業組合</td> <td style="text-align: center;">→</td> <td>東京都六市ボートレース事業組合</td> </tr> <tr> <td>東京都四市競艇事業組合</td> <td></td> <td>東京都四市ボートレース事業組合</td> </tr> </table> <p>2 施行期日 東京都知事へ届出の日（適用は、令和8年4月1日）</p>	現行		変更後	東京都六市競艇事業組合	→	東京都六市ボートレース事業組合	東京都四市競艇事業組合		東京都四市ボートレース事業組合
現行		変更後								
東京都六市競艇事業組合	→	東京都六市ボートレース事業組合								
東京都四市競艇事業組合		東京都四市ボートレース事業組合								
<p>14</p>	<p>令和8年度三鷹市一般会計補正予算（第1号）</p>									

○ 特記事項

- (1) 人権擁護委員候補者の推薦について（1件）
- (2) 農業委員会委員の任命について（20件）
- (3) 固定資産評価審査委員会委員の選任について（3件）